

陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、国民健康保険の被保険者である事業者が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱の症状がある等感染が疑われる場合に、予算の範囲内で陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、陸前高田市補助金交付規則(昭和33年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の対象者等)

第2 給付金の対象者は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。）の支払を受けている被保険者以外の者で事業を営むものとする。

2 給付金の対象となる日は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱の症状がある等感染が疑われ労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち事業活動を予定していた日とする。

3 給付金の対象となる期間は、令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間で療養のため事業活動をするすることができない期間とする。

4 給付金の額は、3,000円に給付対象となる日数を乗じた額とする。

(給付金の交付申請)

第3 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(給付金の交付決定)

第4 市長は、申請者が第2の要件を満たすときは、給付金の交付を決定し、陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5 第4の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、規則第7条第1項の

規定により申請の取下げを行う場合は、第4の規定による通知を受け取った日から起算して15日以内に口頭により申請の取下げをすることができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を延長することができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(給付金の請求)

第6 交付対象者は、給付金の請求をするときは、陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

陸前高田市市長 様

申請者

住所

氏名（名称）

陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付申請書
給付金の交付を受けたいので、陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付要綱第3の規定により、関係書類を添えて下記のとおり給付金を申請します。

記

1 申請内容

区 分	内 容	備 考
事 業 者 名		
事 業 所 所 在 地	陸前高田市 町字	
業 種		
給 付 金 申 請 額	円	

2 添付書類

- (1) 傷病を証明することのできる書類（医療機関等を受診した場合）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4関係）

第 号
年 月 日

様

陸前高田市長

印

陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付決定通知書
年 月 日付けで申請のあった給付金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付要綱第4の規定により通知します。

記

給付金交付額 金 円

年 月 日

陸前高田市市長 様

請求者

住所

氏名（名称）

㊟

陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付請求書
給付金の交付を受けたいので、陸前高田市新型コロナウイルス感染症対策国保事業者傷病給付金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて下記のとおり給付金を請求します。

記

1 給付金請求額 金 _____ 円

2 給付金振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通・当座
口座名義 《カナ》	カタカナ及び英数字のみで記載してください。	
口座番号		

注：振込先確認のため、通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写しを添付してください。